

与薬依頼書（臨時用）について

学校及び寄宿舍において、薬（内服薬・坐薬・点眼・点鼻・塗布薬等）を必要な場合、保護者からの御依頼に基づき、本校教職員が使用の介助をいたします。ただし、医師の診断を受け、処方された薬に限ります。

- 一時的な場合…与薬依頼書（臨時用）を保護者が御記入の上、薬（一回分ずつ氏名と日付を記入）及び薬の説明書のコピーと一緒に担任までお預けください。
- 定期（毎日継続的に、長期間服用が必要な場合）及び緊急時（坐薬等）の与薬依頼は、別途書類が必要となります。担任までお知らせください。